

第 4 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、緊急に志木市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じ、令和 8 年 3 月 3 1 日に志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

志木市長 香 川 武 文

別紙

志木市条例第16号

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例

志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第19項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、

「附則第 1 4 項から第 1 6 項まで」を「附則第 1 5 項から第 1 7 項まで」に、「附則第 1 5 項」を「附則第 1 6 項」に改め、同項を附則第 1 9 項とする。

附則第 1 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 8 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 1 6 項を附則第 1 7 項とし、附則第 1 5 項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 5 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 1 3 項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項を附則第 1 0 項とし、附則第 8 項の前の見出しを削り、同項を附則第 9 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定す

る建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の志木市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。